

米国：石油会社と闘う弁護士 釈放される



収監されていた人権派弁護士で環境保護活動家のステイブン・ドンジガーさんが、12 月 9 日に釈放されました。ドンジガーさんは 10 月初旬、法廷侮辱罪で実刑 6 カ月の判決を受けて収監されましたが、この収監に対し世界中から抗議の声が上がったことが釈放に結びつきました。

ドンジガーさんは、2019 年に拘束されてから有罪判決を受けるまで 2 年以上も、自宅軟禁に置かれていました。当局による一連の対応は、弁護士としてのドンジガーさんに対する報復だったことは明らかです。

1993 年、エクアドルで石油を不法投棄したシェブロンに住民が訴訟を起こしたとき、ドンジガーさんは現地に出向き、原告の弁護団に加わりました。長年にわたる審理の末、2011 年に多額の賠償金を命じる判決を受けたシェブロンは、エクアドルの全資産を引き上げ、エクアドルでの裁判の全原告とドンジガーさんを含む弁護団を相手取り、米国で訴訟を起こしました。

ドンジガーさんはその後、裁判所から電子機器の提出命令を受けましたが、機器の提出は依頼人を危険にさらすとしてこの命令を拒否しました。この拒否が法廷侮辱罪にあたるとして、2 年以上も自宅軟禁に置かれていました。

今回、釈放されたとはいえ、ドンジガーさんは今も自宅軟禁に置かれています。ドンジガーさんが完全な自由を得るために、引き続き、支援をお願いします。アムネスティのウェブサイトで「ドンジガー」で検索すると、ドンジガーさんの支援 UA が表示されますので、こちらの「アクション」に参加してください。

カメルーン：不当収監された男性が釈放される



武力集団ボコ・ハラムを皮肉るメッセージを転送しただけで実刑 10 年を受け、収監されていたカメルーンのフォームソー・イヴォ・フェさんが、釈放されました。

イヴォさんは 2014 年、大学の卒業を控えていたとき、知人から受け取ったショートメッセージを転送したことをきっかけに人生が暗転します。そのメッセージには、「ボコ・ハラムは 14 歳以上の若者を募集。試験科目は、一般教育資格教科の宗教など 4 教科」とありました。ボコハラムを茶化す、このメッセージを友人に転送しただけです。しかし、友人が受け取ったメッセージを偶然、目にした教師が、警察に通報し、イヴォさんと友人は逮捕され、2016 年、テロ関連罪で実刑 10 年という重すぎる刑を言い渡されたのです。

アムネスティは、2016 年のライティングマラソンで、不当に投獄されているイヴォさんのケースを取り上げ、ポール・ビヤ大統領にイヴォさんの釈放を訴える手紙を 30 万通以上届けました。

昨年 12 月 16 日、最高裁は、イヴォさんの刑期を 10 年から 5 年に減刑し、すでに 5 年間収監されていたイヴォさんは、即時で釈放されました。釈放後、家族がいる自宅に戻り、友人たちとの再開も果たし、平穏な日常生活を取り戻しつつあるそうです。

イラン：少年時の犯行での死刑執行が延期

17 歳の時に犯したとされる殺人で死刑判決を言い渡されたホセイン・シャーバジさん(20 歳)の死刑執行が、昨年 12 月 25 日に予定されていましたが、延期されました。これまでも何度か、予定されていた執行が見送られています。アムネスティなどによる、執行停止を求める国際的圧力が働いたものとみられています。

ホセインさんは、2018 年に殺人容疑で逮捕され、弁護人の立ち合いがないまま、暴力的な取り調べを受けて『自白』を強要されました。しかし、裁判では一審で死刑判決を言い渡され、控訴審でも死刑判決が維持されました。

裁判官がホセインさんに死刑判決を言い渡した最大の根拠は、「ホセインさんには殺人の重大性を十分理解する『成熟度』があった」とする法医学会の見解です。

イランの刑法では、15 歳以上の男子が、死刑に相当する重罪を犯せば、その男子は成人とみなされる上、「『成熟度』がある」と判断されれば、死刑の対象になります。「成熟度」の定義が極めてあいまいな上、刑法上、少年に死刑を言い渡すか否かは裁判官の裁量に委ねられるとされていることも重大な問題です。国際法では、死刑を個人の判断に委ねることはありえません。

アムネスティなどによる国際的な訴えもあり、予定された執行は都度、延期されてきました。現在、ホセインさんは、再審を請求していますので、裁判所の賢明な判断を期待したいところです。

ホセインさんがいつ死刑を執行されてもおかしくない状況は、今も続いています。強要された自白と根拠のない「成熟度」で、ホセインさんの生きる権利が奪われようとしているのです。

アムネスティはこれまで、イランの国会議員らに、18 歳未満の少年への死刑の廃止に向けた刑法の改正を訴えてきました。18 歳未満時の犯罪への死刑の適用の禁止は、国際規約や子どもの権利条約にも規定されています。慣習国際法の絶対規範であり、すべての国を拘束する規定です。イランは、18 歳未満での犯罪に関わる刑法を国際法に沿って、速やかに改正すべきです。

サウジアラビア：死刑判決の男性 釈放される



反政府デモに参加したというだけで死刑判決を受けていたアリ・アル=ニムルさんが、収監後 10 年経った昨年 10 月末に釈放されました。

アリさんは 17 歳だった 2012 年、反政府デモに参加して逮捕・起訴され、著しく不公平な裁判を経て 2014 年に死刑を言い渡されました。判決後 7 年近く経った昨年 2 月、アリさんの死刑は減刑され、これまでの収監で刑期を満了したとして、アリさんは釈放されました。

アムネスティは、デモに参加しただけで死刑というあまりに不当な刑を言い渡されたアリさんの無罪釈放を訴える活動をしてきました。

アリさんの弁護士タハ・ハジイさんから、感謝のメッセージが届いています。「アムネスティとその会員の皆さんが、アリの釈放を訴える活動をしてくれたことに、心から感謝します。皆さんの努力でアリは差し迫った執行を免れただけでなく、自由の身になりました」

上の画像にあるソーシャルメディア用グラフィックの朗報を祝うツイートを掲載しましたので、自由にリツイートしてください。

UA ニュース

発行: アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp
UA 年会費: 1500 円
郵便振替: 00120-9-133251
加入者名: 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本